

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		新座市開発登録簿の閲覧の禁止又は停止
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部都市計画課開発指導係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市開発登録簿閲覧規則第8条 当該職員は次の各号の一に該当する者に対し、閲覧を禁止し、又は停止することができる。 (1) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者 (2) 前2条の規定に違反した者 (3) 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
処           分           基           準	関 係 条 項	新座市開発登録簿閲覧規則第6条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧したい旨の申出をし、閲覧所に備え付けられた閲覧簿に所定の事項を記入のうえ、当該職員の指示に従って閲覧しなければならない。 同第7条 登録簿を閲覧する者は、登録簿を閲覧所以外に持ち出してはならない。
	基 準  (未設定の場合はその理由)	未設定 (不利益処分をするかどうかの判断基準が規則に具体的に規定され尽くされている。)
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)